

奈良市公報

号外第2号 令和3年2月規則等

令和4年1月31日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
2 10	5	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課
2 19	6	奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	土木管理課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 3	48	奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保健予防課
2 12	65	都市公園の供用開始	公園緑地課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
2 25	1	奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課

選 挙 管 理 委 員 会

月 日	番号	件 名
2 16	2	奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程
2 16	3	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程
2 16	4	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

正 誤 表

正誤表

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 5 号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和 46 年奈良市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別記第 41 号様式（2 枚目）中

給与（収入）	（ 円）
給 与	
年金（収入）	（ 円）
年金・雑	円

を

給与（所得金額調整控除後）	円
[収入額]	[円]
雑（年金・業務・その他）	円
[年金収入額]	[円]

に、「寡・勤」を「寡・ひ・勤」に、

「 33 万 円 」を「 万 円 」に、

税額控除等	調整控除額
	配当控除額
	住宅借入金特別控除額
	寄附金税額控除額
	税額控除額等
	配当割株式譲渡所得割額控除額
所得割	
均等割	
合 計	

を

税額控除等	調整控除額
	配当控除額
	住宅借入金等特別税額控除額
	寄附金税額控除額
	税額控除額等
	配当割・株式譲渡所得割額控除額
所得割額	
均等割額	
合 計	

に改め、同様式（3 枚目）中

「納付済額（充当額）」を「充当額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第 41 号様式の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和 3 年 2 月 10 日揭示済）

奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 2 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 6 号

奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則（平成16年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に、次に掲げる」を「又は法定外公共物占用等更新許可（兼減免）申請書（別記第3号様式の2）に市長が必要と認める」に改め、同条各号を削る。

第5条中「第6条第2項」を「第6条」に改め、「（別記第5号様式）」の次に「又は法定外公共物占用等更新許可（兼減免）申請書」を加える。

第6条中「第3条各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 位置図
- (2) 許可書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第7条中「第3条各号」を「第6条各号」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第3条関係)

法定外公共物占有等更新許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

{ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }
{ 並びに名称及び代表者の氏名 }

電 話

法定外公共物の占有(工事等)の更新許可を受けたいので、次のとおり申請します。

前回許可の日付・番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占有(工事等)の場所	
占有(工事等)の目的	
占 用 物 件 (構造及び数量)	
更 新 申 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
占有物件の安全性	<input type="checkbox"/> 安全性を確認しました。 (安全性が確認できたら、チェックをして下さい。)
そ の 他 の 事 項	

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2(第3条関係)

法定外公共物占有等更新許可(兼減免)申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
並びに名称及び代表者の氏名

電 話

法定外公共物の占有(工事等)の更新許可を受けたいので、次のとおり申請します。

前回許可の日付・番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占有(工事等)の場所	
占有(工事等)の目的	
占有物件 (構造及び数量)	
更新申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
占有物件の安全性	<input type="checkbox"/> 安全性を確認しました。 (安全性が確認できたら、チェックをして下さい。)
その他の事項	

上記の内容について、占有料の減免を申請します。

減免申請理由	奈良市法定外公共物の管理に関する条例第6条 項の規定に該当するため。
--------	------------------------------------

※占有料の減免については、占有目的・物件により減免できない場合があります。

別記第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第5条関係)

法定外公共物占用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

電 話

法定外公共物占用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の種類	
占 用 場 所	
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
減 免 申 請 理 由	奈良市法定外公共物の管理に関する条例第6条 項の規定に該当するため。
そ の 他 の 事 項	

別記第6号様式から第11号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年2月19日揭示済)

告

示

奈良市告示第48号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年2月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱(平成15年奈良市告示第72号)の一部を次のように改正する。

別表中「475円」を「478円」に、「503円」を「505円」に、「1,740円」を「1,767円」に改める。

別記第2号様式中「実支出額」を「予定支出額」に改める。

別記第3号様式中「予定支出額」を「実支出額」に改める。

別記第5号様式中「実施人員」を「実施人数」に、「領収書又は支出命令書等証拠書類の写し」を「領収書等証拠書類」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年2月3日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別記第2号様式、第3号様式及び第5号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年2月3日揭示済)

奈良市告示第65号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年2月12日

奈良市長 仲川元庸

名 称	位 置	区 域	供用開始日
平松三丁目第2号街区公園	奈良市平松三丁目482番19、 483番13	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	令和3年2月12日

(令和3年2月12日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月25日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年奈良市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同項第3号中「体育協会および」を「スポーツ協会及び」に改める。

第4条第3項中「管理指導者」を「管理指導員」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年2月25日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第2号

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

令和3年2月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

奈良市公職選挙事務執行規程（昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の5第1項中「印を押して」を削る。

第53条第1項中「において記名して印を押し、」を「の氏名を記入し、」に改める。

別記第1号様式の2、第2号様式、第5号様式、第5号様式の3、第10号様式、第11号様式、第22号様式、第24号様式、第25号様式その1、第25号様式その2、第28号様式、第32号様式から第34号様式まで及び第36号様式を次のように改める。

第1号様式の2 (第4条関係)

選挙事務所設置 (異動) 届

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

候補者 (推薦届出者)

氏 名

年 月 日執行の何選挙における選挙事務所を下記のとおり設置 (異動) したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

記

候補者氏名	
選挙事務所の設置 (異動) 場所	
連絡電話番号	
設置 (異動) 年月日	
旧選挙事務所の所在地 (異動届の場合のみ記入)	

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第2号様式(第4条関係)

選挙事務所設置承諾書

年 月 日

推薦届出者 氏 名 様

候補者 氏 名

貴殿において選挙事務所を設置することを承諾します。

第5号様式(第7条の2関係)

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

候補者氏名

年 月 日執行の何選挙において頒布する公職選挙法第142条第1項第6号の規定によるビラを次のとおり届け出ます。

ビラの表面に記載する事項	頒布責任者	住 所	
		氏 名	
	印 刷 者	住 所	
		氏 名 (法人にあつては名称)	

備考

- 1 同一種類のビラ各2枚を添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第5号様式の3 (第7条の4関係)

(表)

第 号

年 月 日執行何選挙

選挙運動用ビラ証紙交付票

奈良市選挙管理委員会 印

候補者氏名					証紙番号	
証紙交付年月日	証紙交付枚数	交付済累計	未交付枚数	奈良市選挙管理委員会印	交付責任者印	
	枚	枚	枚			
	枚	枚	枚			
	枚	枚	枚			

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

(裏)

注 意

- 1 この証紙交付票によつて交付を受けることのできる証紙の枚数は、何枚です。
- 2 証紙の交付を受けようとするときは、必ずこの証紙交付票を提出してください。
- 3 この証紙交付票を紛失又は破損し、その再交付を受けようとするときは、その旨の理由書を添え、文書で申請してください。
なお、破損した証紙交付票は、その際に返付してください。
- 4 法定枚数の証紙の交付を受けたとき、及び選挙運動の期間が経過したときは、この証紙交付票を当委員会に返付してください。

第10号様式(第12条関係)

証票交付申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

候補者等氏名
住 所
(電話番号)
職 業

奈良市公職選挙事務執行規程第12条第1項の規定により証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数に関する事項

事務所の所在地		立札及び看板の類の枚数	証票番号 (記入不要)
住 所	方 書		

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第11号様式(第12条関係)

証票交付申請書

年 月 日

(宛先)
奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の
所在地

奈良市公職選挙事務執行規程第12条第1項の規定により証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類
(1) 候補者等の氏名
(2) 住所
(3) 職業 (4) 公職の種類
- 政治団体としての届出先
- 証票交付申請枚数 枚
- 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数に関する事項

事務所の所在地		立札及び看板の類の枚数	証票番号 (記入不要)
住所	方書		

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第22号様式(第38条関係)

個人演説会等の施設の設備等の承認申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

施設管理者

氏 名

下記のとおり公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定による個人演説会等の開催のために必要な設備等を次のとおり定め(変更し)たいので、承認されるよう申請します。

記

施設 の 名 称				
施設 の 場 所				
演 説 会 場 の 名 称				
設 備 の 程 度	面 積			
	収 容 人 員	人		
	演 壇	有・無		
	聴 衆 席	椅子 人用 脚		
	拡 声 機	有・無		
	そ の 他			
納 付 費 用 額	区 分	平 日	土 曜 日	日 曜 日 ・ 休 日
	昼 間			
	夜 間			
	使用料の定めがある場合には、その写しを添えてください。			

備考 施設管理者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、施設管理者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第24号様式(第43条関係)

出納責任者選任(異動)届

年 月 日

(宛先)
奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

候補者(推薦届出者)

氏 名

年 月 日執行の何選挙の出納責任者を下記のとおり選任(異動)したので、公職選挙法第180条第3項(第182条第1項)の規定により届け出ます。

記

候補者氏名	
出納責任者	ふりがな氏名
	生年月日
	住所
	連絡電話番号
	職業
	選任年月日
備考	

備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第25号様式(第43条関係)

その1(職務代行開始届)

出納責任者職務代行開始届

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

出納責任者職務代行者
氏 名

年 月 日執行の何選挙につき、下記のとおり出納責任者に代つて職務を行うことになりましたので、公職選挙法第183条第3項の規定により届け出ます。

記

候補者氏名		
推薦届出者氏名		
職務代行者	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住 所	
	職 業	
	職務代行開始年月日	年 月 日
職務代行の理由		

備考 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

その2 (職務代行終止届)

出納責任者職務代行終止届

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

出納責任者職務代行者
氏 名

年 月 日執行の何選挙につき、下記のとおり出納責任者の職務の
代行を終えましたので、公職選挙法第183条第4項の規定により届け出ます。

記

候補者氏名	
職務代行者氏名	
職務代行終止年月日	年 月 日
職務代行終止の理由	

備考 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示
又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及
び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任
者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第28号様式(第49条関係)

政談演説会開催届出書

年 月 日

(宛先)
奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

政党その他の
政治団体名
事務所の
所在地
代表者 氏 名

年 月 日執行の奈良市長選挙における政談演説会を次のとおり開催いたしたいので届け出ます。

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第32号様式(第52条関係)

(表)

第 号				
年 月 日執行奈良市長選挙				
政治活動用ポスター証紙交付票				
奈良市選挙管理委員会 印				
政党その他の政治団体名				
証紙に関する責任者の氏名				
証紙交付 年 月 日	証紙交付枚数	未交付枚数	奈良市選挙管理 委員会 印	交付責任者 印
	枚	枚		
	枚	枚		
	枚	枚		
備考 証紙に関する責任者本人が交付を受ける場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が交付を受ける場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙に関する責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。				

(裏)

注 意
<p>1 この証紙交付票によつて交付を受けることのできる証紙の枚数は、何枚です。</p> <p>2 証紙の交付を受けようとするときは、必ずこの証紙交付票を提出してください。</p> <p>3 この証紙交付票を紛失又は破損し、その再交付を受けようとするときは、その旨の理由書を添え、文書で申請してください。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、破損した証紙交付票は、その際に返付してください。</p> <p>4 法定枚数の証紙の交付を受けたとき、及び選挙運動の期間が経過したときは、この証紙交付票を当委員会に返付してください。</p>

第33号様式(第52条関係)

(表)

				第 号
年 月 日執行奈良市長選挙				
政治活動用ポスター検印票				
				奈良市選挙管理委員会 印
政党その他の政治団体名				
検印に関する責任者の氏名				
検年 月日	検印枚数	未検印枚数	奈良市選挙管理 委員会 印	検印責任者 印
	枚	枚		
	枚	枚		
	枚	枚		

備考 検印に関する責任者本人が検印を受ける場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が検印を受ける場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印に関する責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

(裏)

注 意	
1 この検印票によつて検印を受けることができる枚数は、何枚です。	
2 政治活動用ポスターに検印を受けようとするときは、必ずこの検印票を提出してください。	
3 ポスターは、ポスターの種類ごとに100枚ずつ区切つて提出してください。	
4 この検印票を紛失又は破損し、その再交付を受けようとするときは、その旨の理由書を添え、文書で申請してください。 なお、破損した検印票は、その際に返付してください。	
5 法定枚数の検印を受けたとき、及び選挙運動の期間が経過したときは、この検印票を当委員会に返付してください。	

第34号様式(第54条関係)

政治活動用ビラ届出書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

政党その他の
政治団体名

事務所
所在地

代表者 氏 名

年 月 日執行の奈良市長選挙において頒布する公職選挙法第201条の9第1項第6号の規定によるビラを別添のとおり届け出ます。

備考

- 1 同一種類のビラ各5部を添付すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第36号様式 (第56条関係)

政党その他の政治団体の機関紙誌届

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

政党その他の
政治団体名

事務所
所在地

代表者 氏 名

次の機関紙誌に奈良市長選挙に関する報道及び評論を掲載したいので、公職選挙法第201条の15第1項の規定により届け出ます。

区 分	新 聞 紙	雑 誌
機 関 紙 誌 名		
創 刊 年 月 日		
発 行 方 法		
引き続き発行されている 期間		
編 集 人 氏 名		
発 行 人 氏 名		

備考

- 1 最近号各1部を添付すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市公職選挙事務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

(令和3年2月16日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

令和3年2月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成3年奈良市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「限る。）」の次に「(掲載文及び写真を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により提出する場合には、当該電磁的記録）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録を提出する場合は、この限りでない。

第3条第1項中「掲載文は、」の次に「電磁的記録を提出する場合を除き、」を加え、同条第2項中「黒色の色素により原稿用紙の所定の寸法内に記載し」を「無彩色で原稿用紙の所定の寸法内に記載し、又は記録し」に改め、同条第4項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第5項中「原稿用紙の記載欄に」を「候補者が掲載文に」に、「記載しよう」とを「記載し、又は記録しよう」とに、「当該記載欄の」を「当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる」に改める。

第4条第1項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「第7条第2項の規定により」を「当該掲載文を」に改める。

第7条の見出し中「印刷方法」を「印刷の体裁等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第10条中「提出した」を「提出された」に改める。

別記第1号様式、第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条・第6条関係)

選挙公報掲載申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、 年 月 日執行の何選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、別添のとおり掲載文2通及び写真2葉を添えて申請します。

なお、連絡先は次のとおりです。

連 絡 先	(電話 局 番)
連絡責任者氏名	

備考

- 1 掲載文及び写真を電磁的記録で提出する場合は、「掲載文2通及び写真2葉」を「掲載文及び写真の電磁的記録」とする。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第3号様式(第5条関係)

選挙公報掲載文修正(掲載写真取換)申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

年 月 日に申請した選挙公報の掲載文を修正したいので掲載文
掲載写真を取換え写真

2通を添えて申請します。
2葉

備考

- 1 掲載文及び写真を電磁的記録で提出する場合は、掲載文2通を掲載文の
写真2葉を写真の

電磁的記録
電磁的記録 とする。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第4号様式(第5条関係)

選挙公報掲載撤回申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

年 月 日に行った選挙公報の掲載申請を撤回したいので申請します。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

(令和3年2月16日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第4号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

令和3年2月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年奈良市選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(選挙運動用自動車の使用の契約届出書の様式)(第1条関係)

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ						
運転手の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その1の2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行何選挙

候補者 氏 名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式 (選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式) (第2条関係)

その1

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から奈良市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その1の2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の4の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行何選挙

候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数

枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から奈良市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から奈良市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第4号様式(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第4条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	一般乗用旅客自動車 1 運送事業者との運送 契約による場合	左に掲げる 2 場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登 録番号又は車両番 号	運送等年月日 年 月 日	運送等金額 円	備 考

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が奈良市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、奈良市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 15,800 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、奈良市に支払を請求することはできません。

その2

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が奈良市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、奈良市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が奈良市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、奈良市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、奈良市に支払を請求することはできません。

第4号様式の2 (選挙運動用ビラ作成証明書の様式) (第4条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙

候補者 氏 名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が奈良市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、奈良市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 枚

(2) 限度額

$$7円51銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$$

第5号様式(選挙運動用ポスター作成証明書の様式)(第4条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名
記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が奈良市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、奈良市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

ア ポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は$$

切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

イ ポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 573,030円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満$$

の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

第6号様式(請求書の様式)(第5条関係)

その1

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

奈良市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本(支)店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金(番号を○で囲んでください)		
口座番号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ			
口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、奈良市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その1の2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の4の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本(支)店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金 (番号を○で囲んでください)		
口座番号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ			
口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、奈良市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本(支)店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金 (番号を○で囲んでください)		
口座番号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ			
口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、奈良市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

(令和3年2月16日揭示済)

正 誤 表

令和3年3月1日付け奈良市公報第45号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第12号に掲載	令和4年奈良市公報号外第2号に掲載

令和3年3月16日付け奈良市公報第46号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第12号に掲載	令和4年奈良市公報号外第2号に掲載